## ⑥低炭素建築物審査手数料(消費税込み)

## 【低炭素建築物審査】(住宅)

(単位:円)

	弊社で確認	他社で確認
一戸建て	39, 600	79, 200
共同建て	26, 400+13, 200×戸数	52,800+26,400×戸数

- ※ 戸数の算定にあたり、間取り、階、外気に接する面が同一の住戸は1とみなします。
- ※ 変更審査料金は、当初審査料金の50%に相当する額とします。

## 【低炭素建築物審査】(非住宅)

(単位:円)

モデル建物法(小規模版)による場合					
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種	
	300 m以下	26, 400 × N	26, 400 × N	26, 400 × N	
モデル建物法(通常版)による場合					
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種	
	200 ㎡以下	105, 600 × N	79, 200 × N	52, 800 × N	
	200 超 500 ㎡以下	(業務外)	118, 800 × N	79, 200 × N	
	500 超 1000 ㎡以下	(業務外)	158, 400 × N	105, 600 × N	
標準入力法による場合					
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種	
	200 ㎡以下	211, 200×N	158, 400 × N	105, 600 × N	
	200 超 500 ㎡以下	(業務外)	237, 600 × N	158, 400 × N	
	500 超 1000 ㎡以下	(業務外)	316, 800 × N	211, 200 × N	

※ 用途は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令による以下の区分とします。

A種:ホテル等、病院等、集会所等、

B種:事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等

C種:工場等

- ※ Nは、申請に係るモデルの数による係数であり、モデル数1の時 1.0、2の時 1.2、3の時 1.4、4以上の時1.6 とします。
- ※ 同一モデルをまとめて計算する場合は、モデルの数は1とみなします。
- ※ 種類の異なる複数用途がある場合は、全てをより左の欄の用途として適用します。
- ※ 他社で確認申請手続きを行う場合は、上記料金の2倍とします。
- ※ 変更の審査手数料は、上記手数料の50%に相当する額とし、軽微な変更であって、変更該当証明書の交付が必要なときの審査手数料は、3,300円とします。

## 【低炭素建築物審査】(住宅と非住宅の併用建物)

住宅と非住宅が併用されている建物の場合は、戸建て住宅又は共同建ての住宅の手数料として算出された額と、非住宅に係る手数料として算出された額の合計とします。